

海外赴任者の過労死

2022 過労死防止学会 9/11 日 am 報告予定

報告予定者 尾林芳匡（弁護士）・白神優理子（弁護士）・N. N（家族）

1 問題意識

海外赴任者の過労死事案を経験。

ドバイの SONY、ラオスの大林組、香港の AGB。

海外勤務者の過労死事案には、長時間労働が規制されない、時間外労働時間数の管理が弱い、健康管理や発症時の医療体制が不十分であるなど、過労死の防止の上で共通の問題がある。

現場が海外であるため、証拠の収集や関係者の聴取にも特別な困難がある。

労災保険制度としても、加入が任意となっている上、給付基礎日額も任意となっている。海外赴任者の過労死防止のための法制度のあり方を考える。

2 いくつかの事案

- (1) 大林組 労災認定 2019. 3. 18（ラオス）
- (2) 旭硝子ビルウォール 判決（現：旭ビルウォール株式会社）（香港）
- (3) ソニー 労災認定 2021. 2. 26（U A E）
- (4) パシフィックコンサルタンツ株式会社社員 判決（セントヴィンセント）

3 共通する問題

- (1) 労働時間規制が不十分（反面で証拠は残る？）
- (2) 現地の医療体制/健康診断・健康管理
- (3) 国際的な移動の負荷
- (4) 海外勤務そのものの負荷（言語、文化、週休日の差異）
- (5) 生活環境の変化・孤独・オンオフの切替の困難さ・治安の問題
とくに家族の帯同ができない場合
- (6) 国際的な商慣習の差異や時差
- (7) 在留資格の問題
- (8) 人員体制の不足の問題
- (9) 関係先の多さ・組織の複雑さ
- (10) 不審死と死因究明の困難さ
- (11) 遺族による証明の苦勞

4 課題

- (1) 労働者の心身にかかる負担をとりのぞき、安心して働ける環境をつくる。
- (2) 会社の支援と労働時間の管理の強化。
- (3) 海外勤務者についての過労死防止のための法規制。労災保険制度。